別表第１（第４条関係）

補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内　容 |
| 旅費 | 補助事業者の情報収集、商品ＰＲに要する交通費や宿泊費等  ※ただし、補助事業者が国外に渡航する場合、出国の際の費用については、福島空港を利用して出国した場合のみを対象とする。 |
| 需用費 | 消耗品費、材料費等  ただし、単価が10万円未満かつ、本事業で実施する事業で使用するものに限る。 |
| 広告費 | チラシ・ポスター等の印刷製本費、広告掲載費用等 |
| 役務費 | 通信運搬費、保険料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機材の借上料等 |
| 委託料 | 企画運営費、会場設営費、ホームページ制作費等事業の一部を委託する費用 |
| モニターツアー・  招請費 | モニターツアー、招請の実施に係る経費 |
| その他 | 知事が特に必要と認める経費 |

※次の経費は、補助対象外とする。

　・従前から実施している事業の実施に要する経費

　・マーケティング調査（市場調査、ニーズ調査等）に係る経費

・会食費、弁当代等飲食費、娯楽、接待の費用

　・実施主体における経常経費

（運営に係る人件費、事務所等に係る家賃、光熱水費、通信費等）

・間接経費（収入印紙代、振込手数料、代引き手数料、利子、インターネットバン

キング利用料、保証金等）

・テレビ、パソコン、タブレット端末、携帯電話、スマートフォン、プリンターな

ど、汎用性が高く、目的外使用になり得るものの購入にかかる経費

・自動車等車両の修理費、車検費用

・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費

・免許・特許等の取得、登録費用

　　・本事業における資金調達に必要となった利子

　　・補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費

　　・他団体への負担金、補助及び交付金

　　・その他本事業に直接関係のない経費

別表第２（第４条関係）

補助率及び補助限度額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助率 | 補助限度額 |
| ２／３以内 | ２５０万円 |